

事 務 連 絡  
平成 29 年 4 月 1 日

千葉県総務部市町村課 御中

総務省自治税務局固定資産税課

中小事業者等が新規取得した経営力向上に資する機械装置等  
に係る課税標準の特例措置に係る対象資産の業種について

中小事業者等が新規取得した経営力向上に資する機械装置等に係る課税標準の特例措置に関する留意事項については、平成 29 年 4 月 1 日付総税固第 31 号総務省自治税務局固定資産税課長通知により通知したところですが、同通知中「1 地方税法等改正関係(1)④」に関し、測定工具及び検査工具、器具及び備品並びに建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る。）の千葉県における課税に当たって、特例措置の対象は平成 24 年経済センサスに基づく労働生産性が全国平均（500 万円）未満の業種に係る資産に限定されることから、下記に示した当該特例措置の対象となる業種及び対象とならない業種を参考に、固定資産税の課税事務の適正な執行に努めていただきますようお願いいたします。また、貴都道府県内市区町村に対して、この旨周知されるようよろしく申し上げます。

なお、「地方税法施行規則附則第六条第七十五項第三号及び第七十六項第三号に規定する業種を定める件」（総務省告示第 132 号）が定められていますので、念のため申し添えます。

<千葉県において特例の対象となる業種>

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 01 農業                | 03 漁業(水産養殖業を除く)     |
| 04 水産養殖業             | 05 鉱業, 採石業, 砂利採取業   |
| 06 総合工事業             | 07 職別工事業(設備工事業を除く)  |
| 08 設備工事業             | 09 食料品製造業           |
| 11 繊維工業              | 12 木材・木製品製造業(家具を除く) |
| 13 家具・装備品製造業         | 14 パルプ・紙・紙加工品製造業    |
| 15 印刷・同関連業           | 19 ゴム製品製造業          |
| 20 なめし革・同製品・毛皮製造業    | 24 金属製品製造業          |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 29 電気機械器具製造業        |
| 32 その他の製造業           | 34 ガス業              |
| 35 熱供給業              | 36 水道業              |
| 37 通信業               | 41 映像・音声・文字情報制作業    |
| 43 道路旅客運送業           | 44 道路貨物運送業          |
| 46 航空運輸業             | 49 郵便業(信書便事業を含む)    |
| 52 飲食料品卸売業           | 55 その他の卸売業          |
| 56 各種商品小売業           | 57 織物・衣服・身の回り品小売業   |
| 58 飲食料品小売業           | 59 機械器具小売業          |
| 60 その他の小売業           | 61 無店舗小売業           |
| 65 金融商品取引業, 商品先物取引業  | 71 学術・開発研究機関        |
| 73 広告業               | 75 宿泊業              |
| 76 飲食店               | 77 持ち帰り・配達飲食サービス業   |
| 78 洗濯・理容・美容・浴場業      | 79 その他の生活関連サービス業    |
| 82 その他の教育, 学習支援業     | 83 医療業              |
| 84 保健衛生              | 85 社会保険・社会福祉・介護事業   |
| 86 郵便局               | 87 協同組合(他に分類されないもの) |
| 88 廃棄物処理業            | 89 自動車整備業           |
| 90 機械等修理業(別掲を除く)     | 91 職業紹介・労働者派遣業      |
| 92 その他の事業サービス業       | 93 政治・経済・文化団体       |
| 94 宗教                | 95 その他のサービス業        |

<千葉県において特例の対象とならない業種>

- |                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| 02 林業                  | 10 飲料・たばこ・飼料製造業             |
| 16 化学工業                | 17 石油製品・石炭製品製造業             |
| 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)  | 21 窯業・土石製品製造業               |
| 22 鉄鋼業                 | 23 非鉄金属製造業                  |
| 25 はん用機械器具製造業          | 26 生産用機械器具製造業               |
| 27 業務用機械器具製造業          | 30 情報通信機械器具製造業              |
| 31 輸送用機械器具製造業          | 33 電気業                      |
| 38 放送業                 | 39 情報サービス業                  |
| 40 インターネット附随サービス業      | 42 鉄道業                      |
| 45 水運業                 | 47 倉庫業                      |
| 48 運輸に附帯するサービス業        | 50 各種商品卸売業                  |
| 51 繊維・衣服等卸売業           | 53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業        |
| 54 機械器具卸売業             | 62 銀行業                      |
| 63 協同組織金融業             | 64 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関   |
| 66 補助的金融業等             | 67 保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む) |
| 68 不動産取引業              | 69 不動産賃貸業・管理業               |
| 70 物品賃貸業               | 72 専門サービス業(他に分類されないもの)      |
| 74 技術サービス業(他に分類されないもの) | 80 娯楽業                      |
| 81 学校教育                |                             |